

## 八戸地域広域市町村圏事務組合資源物（紙・布）の受入れ及び買取り業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本実施要領は、八戸地域広域市町村圏事務組合、八戸市、階上町及び南部町が、八戸市、階上町及び南部町（福地地区に限る。）が一般廃棄物処理基本計画においてステーション方式で収集することとしている、新聞紙、段ボール、雑誌・チラシ、その他紙及び古布（以下「資源物（紙・布）」という。）について、今後、八戸リサイクルプラザでは異物除去、圧縮及び梱包等の処理を行わない方針のため、代わりにこれらを受入れ、買取り、再資源化処理を行う事業者（以下「処理事業者」という。）を公募型プロポーザル方式（企画提案方式）によって選定するための手続きに必要な事項を定めるためのものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務の名称

資源物（紙・布）の受入れ及び買取り業務

#### (2) 業務内容

##### ① 資源物（紙・布）の受入れ及び買取り

処理事業者は、八戸市、階上町及び南部町が搬入する資源物（紙・布）を、周辺の交通に大きな影響を与えることなく受入れ、計量するとともに、適正な価格で買い取るものとする。

ただし、市況の変化により、処理事業者の売払想定価格が処理費用を下回るときは、八戸市、階上町及び南部町並びに処理事業者が費用負担について別途協議することとする。

資源物（紙・布）の搬入量、搬入時期及び搬入車両の台数は別紙1「資源物（紙・布）基礎データ」のとおり

##### ② 資源物（紙・布）を資源物として売払うための必要な処理

処理事業者は、受け入れた資源物（紙・布）から異物を除去し、紙類については圧縮及び梱包を行った上で、再資源化事業者に売払うものとする。

#### (3) 資源物（紙・布）の搬入開始時期

処理事業者が作成し、八戸地域広域市町村圏事務組合が承認する「資源物（紙・布）処理体制構築に係る計画書（以下「計画書」という。）」に定める処理体制構築期日の翌年度4月からとする。

#### (4) 協定及び契約の方法

八戸地域広域市町村圏事務組合は、プロポーザルによって協定締結候補者を選定す

る。

八戸市、階上町及び南部町は、協定締結候補者との間で協定書（別紙2のとおり）を締結することにより、協定締結者を処理事業者とする。また、協定書に基づき、資源物（紙・布）の収集運搬契約を行うときに処理事業者の指定場所（八戸市、階上町又は南部町（福地地区）の区域内に限る。）を搬入先に指定する。

処理事業者は、八戸市、階上町及び南部町と資源物（紙・布）の買取りに係る契約を締結する。

#### (5) 協定の有効期間

協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

なお、有効期間満了の3か月前までに、八戸市、階上町及び南部町又は処理事業者のいずれかが書面による解除を申し、両者がこれに合意することがなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

また、協定締結日から一定期間（協定締結候補者との協議により決定する）を経過した後は、八戸市、階上町及び南部町が解除予定日の3か月前までに書面によって処理事業者に通知することにより、この協定を解除できるものとする。

#### (6) 業務に係る費用負担

八戸地域広域市町村圏事務組合、八戸市、階上町及び南部町は、処理事業者が資源物（紙・布）の受入れ及び資源物として売払うための必要な処理（以下「受入れ等」という。）に係る費用を負担しない。

また、処理事業者は、八戸市、階上町及び南部町から資源物（紙・布）を適正な価格で買い取るものとする。

ただし、市況の変化により、処理事業者の売払想定価格が処理費用を下回るときは、八戸市、階上町及び南部町並びに処理事業者が費用負担について別途協議することとする。

### 3 選定方式

公募型プロポーザル方式

### 4 応募資格

次に掲げる各号の要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査を行う日において、過去1年間に、八戸地域広域市町村圏事務組合、八戸市、階上町又は南部町から指名停止措置が行われていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始

の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (6) 本社並びに八戸市、階上町及び南部町（福地地区に限る。）に所在する事業所等が国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (7) 本社又は事業所等が、八戸市、階上町及び南部町（福地地区に限る。）に所在し、同所において資源物（紙・布）の受入れ等を行う能力及び1年以上の同種業務の実績を有している法人又は複数の事業者で構成される事業者連合体（事業者連合体で応募する場合は、代表事業者を定めること）若しくは中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合のいずれかであること。なお、事業者連合体の構成事業者又は単独で応募する事業者が、他の事業者連合体の構成事業者になるなどの応募の重複は認めない。
- (8) 本業務において、当該処理を行う者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の一般廃棄物処理施設の許可（紙くずの圧縮に係るものに限る。）又は同法第14条第6項の産業廃棄物の処分業の許可（紙くずの圧縮処理を行うものに限る。）を受けて、処理施設を用いて紙を圧縮する者であること。

## 5 選定までのスケジュール

項目	期日又は期間
① 公告日	令和6年3月1日（金）
② 説明会参加申込受付期間	令和6年3月1日（金）から令和6年3月15日（金）17時（必着）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。以下同じ。）
③ 説明会開催日	令和6年3月19日（火）
④ 質問受付期間	令和6年3月1日（金）から令和6年3月22日（金）17時（必着）まで
⑤ 質問回答日	令和6年3月27日（水）（予定）
⑥ 応募期間	令和6年3月1日（金）から令和6年4月30日（火）まで
⑦ 審査会実施通知日	令和6年7月1日（月）（予定）

⑧ 提案書提出締切	令和6年7月31日(水)17時(必着)(予定)
⑨ 審査結果の公表及び通知日	令和6年9月下旬(予定)

## 6 説明会の開催及び質問の受付

### (1) 説明会開催日時

令和6年3月19日(火)10時00分から11時00分(予定)まで

### (2) 説明会の開催及び集合場所

八戸清掃工場第一工場1階会議室(1)

### (3) 説明会参加申込受付期間

令和6年3月1日(金)から令和6年3月15日(金)17時(必着)まで

### (4) 説明会参加申込書

別記様式第1号に規定する説明会参加申込書を12に示す提出先に電子メール、FAX、郵送又は持参により提出すること。電話による申込みは認めない。

また、電子メール又はFAXで提出した場合は、電話により着信を確認すること。

### (5) 説明会に係る留意事項

① 説明会の参加は、応募申込の必須条件ではない。なお、参加人数は1申込者につき原則3名までとする。

② 説明会の内容は、本実施要領の説明、質疑応答等です。

③ 参加時には、本実施要領を持参すること。

### (6) 質問受付期間

令和6年3月1日(金)から令和6年3月22日(金)17時(必着)まで

### (7) 質問回答書提出方法

別記様式第2号に規定する質問回答書を12に示す提出先に電子メール、FAX、郵送又は持参により提出すること。電話による質問は認めない。

なお、電子メールの件名は、「資源物(紙・布)の受入れ及び買取り業務に関する質問(業者名)」とすること。

また、電子メール又はFAXで提出した場合は、電話により着信を確認すること。

### (8) 回答予定日時

令和6年3月27日(水)12時00分

## (9) 回答方法

回答は、別記様式第2号に規定する質問回答書により、八戸地域広域市町村圏事務組合ホームページに公表するとともに、前号の時点で判明している応募者及び説明会参加者全員に電子メールで送付する。

## 7 応募手続き

### (1) 提出書類

- ① 応募申込書（別記様式第3号）
- ② 会社等の概要（任意様式）
- ③ 事業実績調書（別記様式第4号）
- ④ 誓約書（別記様式第5号）
- ⑤ 法人登記簿謄本（申込日から3か月以内のもの（写し可））
- ⑥ 印鑑証明書（申込日から3か月以内のもの（写し可））
- ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書
- ⑧ 八戸市、階上町又は南部町（主たる事業所の所在地）の市町村税について未納の税額がないことの証明書

※ 上記提出書類のサイズはA4判とする。また、④～⑧については、八戸市の令和5年度競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託等）又は階上町若しくは南部町の同等の名簿に登録されている場合は提出不要とする。

### (2) 応募期間

令和6年3月1日（金）から令和6年4月30日（火）まで

### (3) 応募方法

応募書類は、12に示す提出先に持参又は郵送（必着）すること。

### (4) その他

- ① 提出された書類は、審査の結果に関わらず、返却しない。
- ② 提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する限り、必要に応じて複写する場合がある。
- ③ 提出された書類は、他事業者に提供しない。
- ④ 応募期間終了後における書類の差替え、訂正及び再提出は認めない。ただし、審査に必要と認められる資料の追加提出を求める場合がある。
- ⑤ 提出された書類について、別途その内容を聴取することがある。

## 8 提案書の提出

### (1) 提出書類

① 提案書（別紙3「資源物（紙・布）の受入れ及び買取り業務提案書作成要領」を参照のこと）

※ 上記提出書類のサイズはA4判とする。ただし、図表等については、必要に応じてA3判の折込みも可とする。

(2) 提案書提出期限

令和6年7月31日（水）17時（必着）（予定）

(3) 提出方法

提案書は、12に示す提出先に持参又は郵送（必着）すること。

(4) その他

① 提出された書類は、審査の結果に関わらず、返却しない。

② 提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する限り、必要に応じて複写する場合がある。

③ 提出された書類は、他事業者に提供しない。

④ 提案書提出期限の後における書類の差替え、訂正及び再提出は認めない。ただし、審査に必要と認められる資料の追加提出を求める場合がある。

⑤ 提出された書類について、別途その内容を聴取することがある。

9 審査方法等

(1) 審査方法

八戸地域広域市町村圏事務組合は、協定締結候補者の選定のため審査会を設置する。審査会の委員は、別紙4「提案内容審査基準（以下「審査基準」という。）」に基づいて提出された書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査する。

(2) 審査日時

令和6年9月下旬（別途応募者全員に日時を通知する）

(3) 審査場所

八戸清掃工場第一工場2階大会議室

(4) 審査会実施方法

① 参加者 応募者1者につき5名以内

② 提案時間 30分以内

③ 質疑応答時間 10分以内

④ 応募者準備物 パソコン

(八戸地域広域市町村圏事務組合準備物 スクリーン、プロジェクタ、ホワイトボード)

(5) 審査結果の通知等

① 公表及び通知日時

令和6年9月下旬(予定)

② 公表及び通知方法

審査結果は、別記様式第6号「審査結果通知書」により応募者全員に文書で通知するとともに、八戸地域広域市町村圏事務組合ホームページに掲載する。

10 協定手続き

八戸地域広域市町村圏事務組合は、協定締結候補者と業務の詳細、協定締結日等について協議を行う。八戸市、階上町及び南部町は、協議が整った段階で、協定締結候補者と資源物(紙・布)の受入れ及び買取り業務について、協定書により協定を締結する。

11 応募に当たっての留意事項等

(1) 選定の対象からの除外

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象から外し、又は協定締結候補者の選定を取り消す場合がある。この場合において、八戸地域広域市町村圏事務組合、八戸市、階上町及び南部町は損害賠償の責を負わないものとする。

① 審査会の委員又は審査手続業務に従事する八戸地域広域市町村圏事務組合の職員若しくはその関係者に対し、本公募について不正に接触する行為その他の公正な手続を妨げる行為の事実が判明した場合

② 本公募について不正な利益を得るために連合した場合

③ 応募申込書等に虚偽の記載があった場合

④ 複数の応募書類を提出した場合

⑤ その他選定の手続において不正な行為があったと八戸地域広域市町村圏事務組合が認めた場合

⑥ 応募資格要件を満たしていないことが判明した場合

⑦ 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

⑧ 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が処理事業者として業務を行うことについてふさわしくないと八戸地域広域市町村圏事務組合が認めた場合

(2) 応募の辞退

応募申込書等を提出した後に辞退する場合は、直ちに辞退届(別記様式第7号)を提出すること。

(3) その他

① 事業提案及び協定の手続において使用する言語は、日本語に限る。

- ② 応募者は応募内容について熟読の上、提案書を提出すること。
- ③ 提案に要する全ての費用は、応募者の負担とする。

12 問合せ及び書類提出先

八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸清掃工場 一般廃棄物処理施設整備準備室

所在地 〒039-1107

青森県八戸市櫛引字取揚石1番1号

電 話 0178-38-1825

F A X 0178-27-9707

E-Mail hachisei@city.hachinohe.aomori.jp

13 関係書類一覧

番号	書類名
別紙1	資源物（紙・布）の処理に係る基礎データ
別紙2	協定書
別紙3	資源物（紙・布）の受入れ及び買取り業務提案書作成要領
別紙4	提案内容審査基準
様式第1号	説明会参加申込書
様式第2号	質問回答書
様式第3号	応募申込書
様式第4号	事業実績調書
様式第5号	誓約書
様式第6号	審査結果通知書
様式第7号	辞退届